



第38号



総社吉備路商工会報

<https://sojakibiji-sci.com/>
E-mail : kibiji@okasci.or.jp

■ 山手本部

〒719-1162 総社市岡谷160番地
電話(0866)93-8000
FAX(0866)94-4484

■ 清音支所

〒719-1172 総社市清音軽部1135-2
電話(0866)93-1879
FAX(0866)93-1667

■ 昭和支所

〒719-1311 総社市美袋1924-2(美袋駅舎)
電話(0866)99-1116
FAX(0866)99-2928

仕事に役立つ! EXCEL時短技セミナー

2019年から開始された働き方改革。大企業だけでなく中小・小規模事業者にとっても重要な経営課題の一つになっています。今回は、働き方改革に対応するために日頃の様々な業務を効率化できるEXCELの時短技をお伝えします。日々の業務に忙殺され困っている方、もっと効率化したい方などにオススメのセミナーで、すぐ活用でき一生役立つ内容となっています。



日時 令和3年2月2日(火) 19:00~21:00

場所 総社吉備路商工会本部 会議室(総社市岡谷160)

内容 **困っている×効率化したい=時短技で解決**

- 例① あっという間に集計する時短技
- 例② データ入力の時短技
- 例③ 列や行を瞬間移動する時短技 など

※基本的なパソコン操作、マウス操作及びEXCEL機能等は事前に習得をお願いします。

講師略歴

岡山県内の公的機関や団体等を対象としたセミナーや、Webサイト制作・インターネット通販の導入支援から、導入後のコンサルティングなど、お客様を全面的にバックアップする指導で活躍中。

講師 IT工房 岩本 悟 氏 (ITのスペシャリスト)

定員 先着10名程度

※申込については、当会ホームページから申込フォームもしくは申込書をダウンロードの上、FAX等でお申込ください。

会費 無料

会長 あいさつ



「事業者に寄り添った
伴走型でより質の高い
経営支援」

総社吉備路商工会 会長 吉澤 威人

あけましておめでとうございませう。皆様には穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。平素は商工会活動に格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症は依然終息の目途が立たず経済への影響は更に深刻さを増す状況となっており、中小企業・小規模事業者には事業継続そのものを危ぶませる影響が起きております。また、多大な被害が発生した西日本豪雨災害をはじめとした甚大化する自然災害の脅威や、少子高齢化、人口減少など多くの問題が発生しております。商工会では組織を挙げて中小企業・小規模事業者の事業継続・発展に取り組んでいくと決まっております。今後も商工会は、「未来へ!地域と歩む商工会」を合言葉に、経営環境の大きな変化に伴い、複雑化する現在の課題解決に向けて、関係団体との連携を一層深めながら、中小企業・小規模事業者の持続的発展、さらには地域の持続的発展のため、事業者に寄り添った伴走型でより質の高い経営支援を行ってまいります。最後にありますが、会員皆様のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

第8回 吉備路フォトコンテスト 入賞作品展開催

総社市の四季折々の素晴らしい「魅力」を広く伝えるために作品を募集いたしました。応募者46人より108点の応募があり12月10日にまちづくり委員会委員による審査会を行い最優秀賞1点、優秀賞4点、入選10点、会長特別賞1点、審査委員長特別賞1点を決定いたしました。

吉備路もてなしの館で2月17日(水)11時から表彰式を行い2月22日(月)まで同ギャラリーに展示いたしますのでご覧ください。



最優秀賞「吉備路を舞う」 齋藤孝子さん(岡山市)

総社吉備路商工会女性部 岡山県知事表彰を受賞

10月22日に行われました商工会法施行60周年記念岡山県商工会大会に於いて、当商工会女性部が長年の活動が評価され優良女性部として岡山県知事表彰を受賞しました。おめでとうございます。



横田副知事から授賞される河原部長

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減制度

対象 令和3年度

対象となる事業者等

令和2年2月から同年10月までの間の、連続する任意の3ヵ月間の売上高が、前年の同期間と比較して30%以上減少している中小事業者が対象となります。なお、事前に「認定支援機関の確認」が必要となります。

| 軽減割合 | 売上高の減少割合 | 特例による軽減割合 |
|------|------------|-----------|
| | 30%以上50%未満 | 1/2 |
| | 50%以上 | 全額 |

提出期限 令和3年2月1日(月)までに総社市役所税務課へ

お問い合わせ 総社市役所 企業誘致商工振興課 ☎0866-92-8276



| 地域別最低賃金 | 時間額 | 効力発生日 |
|---|-------------|------------|
| 岡山県最低賃金 | 834円 | 令和2年10月3日 |
| 特定最低賃金(岡山県内) | 時間額 | 効力発生日 |
| 耐火物製造業 | 924円 | 令和元年12月19日 |
| 鉄鋼業 | 962円 | 令和元年12月14日 |
| 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機・家庭用エレベータ・冷凍機・温湿調整装置・玉軸受・ころ軸受・農業用機械・縫製機械・生活関連産業用機械・基礎素材産業用機械・半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置・真空装置・真空機器・他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業 | 934円 | 令和元年12月27日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 878円 | 令和元年12月25日 |
| 自動車・同附属品製造業 | 921円 | 令和元年12月29日 |
| 船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 954円 | 令和元年12月18日 |
| 各種商品小売業 | 880円 | 令和元年12月25日 |

●詳しくは 岡山労働局賃金室 ☎086-225-2014へ

※お困りのことがありましたら、お気軽にお近くの商工会(山手・清音・昭和)へご相談ください。

会員紹介
山手

『八つ葉家(やっぱや)』



こんにちは、「美味しいを食卓で」をモットーに総社市岡谷で営業しております八つ葉家と申します。

当店は揚げ物や鉄板焼きを中心のテイクアウト店として令和2年7月オープンいたしました。

八つ葉家という名前の由来は、10年以上前から趣味で栽培している多葉性クローバーからです。どの枚数、姿形でもそれぞれ個性があり良い所がありますが、その中でも花のように華やかに見えるのは八つ葉でした。

八つ葉のクローバーの花言葉は「家内安全」です。家庭で食べる食品を作る店にはふさわしいかな、と思い名付けさせていただきました。

メニューは私自身、味の事、健康の事を配慮したうえで家族に食べさせても良いかなと思ったものの中から厳選して作らせていただいています。

まだまだ、発展途上な当店ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

メニュー (一部抜粋)

唐揚げ、手羽唐揚げ(塩味・ニンニク)3本…400円から / 胸肉の唐揚げ…400円

【揚げ物】 メンチカツ150g…230円

北海道グラタンコロッケ…140円

【焼き物】 焼きそば…500円 / お好み焼き…500円

SPOT DATA

代表: 鶴之園 賢一

店舗: 総社市岡谷90-1

電話: 070-5678-7601

営業時間: 11時~14時 16時~18時

店休日: 日曜日・月曜日



Facebook



女性部活動報告

12月11日(金)農マル園芸吉備路農園にて女性部ガーデニング講習会を開催しました。

今年度は新型コロナウイルスの影響でなかなか行事が行えなかったため、久しぶりに会う部員同士感染対策に気を付けながら和気あいあいとした雰囲気で行いました。

講師の先生からお正月用の寄せ植えを教えて頂き、それぞれ素敵な作品が出来上がりました。



所得税決算申告 および 消費税申告個別相談会のご案内

売上等記帳内容が分かる帳簿等、並びに前年度の決算申告書等をご持参ください。

所得税申告は3月15日(月)

消費税申告は3月31日(水)

●お申し込みは、各会場へ事前に直接電話でお申し込みください。お時間の関係上先着順とさせていただきます。

●指導料を別途申し付けます。

●山手会場(山手本部)0866-93-8000

●清音会場(清音支所)0866-93-1879

●昭和会場(昭和支所)0866-99-1116

各地区申告相談日

| | 開催日 | 時間 | 税理士 |
|------|----------|-------------|--------|
| 山手会場 | 2月15日(月) | 13:00~16:00 | 小河原 幸枝 |
| | 2月25日(木) | 13:00~17:00 | 林 淳一 |
| | 3月4日(木) | 13:00~17:00 | 小河原 幸枝 |
| | 3月12日(金) | 13:00~17:00 | 林 淳一 |
| 清音会場 | 2月15日(月) | 13:00~16:00 | 丸尾 重仁 |
| | 2月25日(木) | 13:00~17:00 | 三原 達朗 |
| | 3月4日(木) | 13:00~17:00 | 丸尾 重仁 |
| | 3月12日(金) | 13:00~17:00 | 三原 達朗 |
| 昭和会場 | 2月19日(金) | 13:00~16:00 | 川本 清志 |
| | 2月26日(金) | 13:00~16:00 | 川本 清志 |
| | 3月5日(金) | 9:00~12:00 | 綾部 英男 |
| | 3月12日(金) | 13:00~16:00 | 綾部 英男 |

令和2年分の 所得税確定申告から 青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

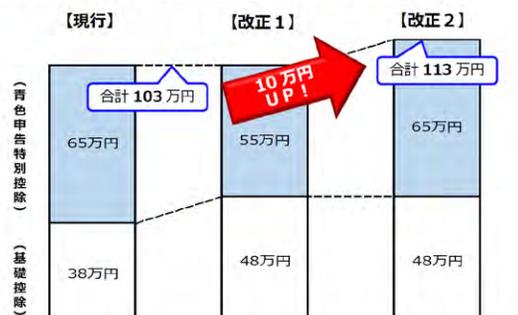
平成30年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

- 改正1 個人の方の所得税について
 - 青色申告特別控除額が変わります! (現行 65万円⇒改正後 55万円)
 - 基礎控除額が変わります! (現行 38万円⇒改正後 48万円)

更に

- 改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて
 - e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます!

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。



- 10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。
- 改正2の適用を受けるための要件等は、右記のとおりです。

国税庁 法人番号 7000012050002

元.5

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

| 時期 | 令和元分 確定申告まで | 令和2年分 確定申告から |
|---------|--|-----------------------------------|
| 特別控除の要件 | 65万円の青色申告 | 改正前と同じ + |
| 特別控除の要件 | 1 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記) 2 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 3 期限内申告 | 1 e-Taxによる申告(電子申告) 又は 2 電子帳簿保存 |

① e-Taxによる申告(電子申告)とは...

e-Taxとは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。

改正後、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、e-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出(送信)する必要があります。

- なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、e-Taxで提出(送信)することもできます。
- ※1 ご利用のパソコンがe-Taxの運用環境を満たしているかを、事前にe-Taxホームページでご確認ください。
- ※2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータをe-Taxで送信することはできないため、65万円の青色申告特別控除は受けられません。

e-Taxのご利用の流れは、

- マイナンバーカードを取得!
- ICカードリーダライタ又はスマートフォンを用意!
※ マイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダライタ又はスマートフォンが必要となります。
- 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」へ
確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、送信します。

② 電子帳簿保存とは...

一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。

※ 原則として課税票の途中から適用することはできません。

改正後の65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

令和2年分に限っては、

令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)」でご確認ください。

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの?

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特長があります。

契約者貸付けの利用が可能

共済金の受給権は遺贈禁止

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入資格・手続きのご質問はこちらでチャット

小規模共済 検索

防災・減災に取り組む中小企業を応援します

事業継続力強化計画の認定制度が始まっています

※「事業継続力強化計画」認定制度とは、中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、下記のような税制優遇や補助金の加点などの支援策が活用いただけます。

- メリット1 企業名を中小企業庁HPへ公表&認定ロゴマークの使用が可能!
- メリット2 対象の防災・減災設備が税制優遇される!
- メリット3 補助金が優先的に採択される!
- メリット4 信用保証料の拡大、日本政策金融公庫による低利融資等の金融支援を利用できる!

編集後記

あけましておめでとうございます。皆さんお正月は楽しく過ごせましたか? 寒い日が続きますが体調にも気を付けていきましょう。(I)

